兵事審　　第　　３号
令和　８年１１月　２日

兵庫県知事　齋藤　元彦　様

兵庫県土地収用事業認定審議会
会長　三橋　弘宗

事業認定に関する処分について（答申）

令和８年10月９日付け諮問第104号で諮問のありました標記のことについて、審議の結果、三田市を起業者とする「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事」に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）（以下「法」という。）第20条の規定に基づく認定につきましては、下記のとおり相当と認めることを答申します。

なお、審議過程における議論を踏まえ、主な意見を別添のとおり附帯意見としてとりまとめましたので、起業者に対して伝達されるよう配慮願います。

記

（法第20条第１号関係）

申請に係る事業は、兵庫県神戸市北区長尾町宅原における「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業の内、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業（以下「本体事業」という。）は、病院の整備を行うものであり、法第３条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に該当する。

さらに、本体事業の施行に伴い、院内保育所を整備する附帯工事は、法第３条第35号に掲げる「その他の施設」に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

（法第20条第２号関係）

起業者である三田市は、本件事業に関して議会の議決を得ており、事業の遂行について病院開設許可が見込まれ、必要な財源措置を講じ、専任職員による組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

（法第20条第３号関係）

医師をはじめとする医療資源の集約化及び充実した医療機能を持つ施設を新病院に集中的に整備をすることにより、北神・三田地域の中核病院として急性期医療の中心的役割を担うとともに、北神・三田地域の医療の充実及び水準の向上を図ることから、北神・三田地域の将来的な医療需要に対応することが期待できる。

また、「兵庫県保健医療計画（令和６年４月）」において、三田市は神戸市（特に北神地域）との患者の流出入が多いことから、三田市と神戸市は救急、小児・周産期医療の連携圏域等として位置づけられており、兵庫県医療審議会の承認を経て令和７年度に国の「地域医療構想の実現に向けた重点支援区域」に選定され、今後、国からの技術的、財政的な支援が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

本件事業は、「神戸市環境影響評価等に関する条例」に定める対象事業（第２類事業）の要件に該当するため、環境影響評価手続きの必要の有無を確認したところ、神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年４月改定）に示す、環境影響評価手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方に該当しないため、環境影響評価手続等を行う必要はないとの判定を受けている。事業の実施に際しては、神戸市（神戸市環境影響評価審査会）の意見を遵守することにより、地下水質、景観、動物、植物及び生態系などについて、必要な措置等を講じることとしている。

なお、起業者が任意で行った調査によると、対象区域に数多くの希少種が確認されている。本件事業の施行により、良好な生息環境の面積が著しく減少することから、損失する自然環境の代償措置を含む適切な環境保全措置を講じることで、地域全体の生態系の保全に努めることとしている。

日照などについては、本件事業に伴う影響が生じることが考えられるため、今後、影響を精査し、必要に応じて対応を検討することとしている。

水害対策については、患者用駐車場の地下に雨水の流出を抑制する調整池を整備するとともに、営農に支障が生じないよう水路等は付け替え工事を行うこととしており、残土については、発生量の削減に努めることとしている。

交通渋滞、事故対策については、起業者が道路管理者等と協議の上、必要な道路改良を行うとともに、出入口に関しては救急車のサイレンが起業地の南東側に隣接する住宅地に及ぼす影響に配慮した位置に設けるよう関係機関と協議していることなど、必要な対策を講じている。

交通アクセスについては、既存路線バスを基本に、運行の充実に向けてバス会社と協議するとともに、必要に応じてシャトルバスの運行も検討されている。

文化財については、起業地内の一部が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地である宅原遺跡群内に存在しているため、今後、神戸市及び兵庫県と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、適切な措置を講ずることとしている。

これらの課題について、適切に対応することで、本件事業の施行により失われる利益は一定程度軽減される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

また、起業地の候補地から、社会的条件、技術的条件及び経済的条件に基づき、適切な起業地が選定されている。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

（法第20条第４号関係）

三田市民病院及び済生会兵庫県病院とも、現在は高齢化のさらなる進展に伴う疾病構造の変化や医療技術の高度化への対応、新専門医制度や医師の働き方改革による医師の確保、さらに施設の老朽化への対応など、多くの課題を抱えている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要がある。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。